

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の監査結果を、同条第4項の規定により次のように公表する。

平成28年11月25日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

1 監査の請求

平成28年9月27日付けで、監査の請求があった。

2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

新 監 4 ・ 6 ・ 1
平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

請求人 あて

新城市監査委員 近 藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達 雄

新城市職員措置請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 2 8 年 9 月 2 7 日付けで提出のあった新城市職員措置請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

(住所氏名、省略)

(2) 請求の提出日

平成 2 8 年 9 月 2 7 日

(3) 請求の件名

新城市長穂積亮次に新庁舎建設事業用地外の物件移転補償に関する措置請求

(4) 請求の趣旨

新城市職員措置請求書（以下「請求書」という。）による主張事実の要旨及び求める措置は次のとおりである。

なお、請求書の原文に即して記載したが、個人名の記号化、個人情報の省略等を行った。

ア 主張事実の要旨

新城市総合政策部又は建設部用地開発課が所管し平成 2 6 年度から平成 2 7 年度にかけて実施した事業で、新庁舎建設事業の用地買収に伴い支出した物件移転補償費の中で、所有者 X の一部（建物 B）と所有者 Y

(建物C)の物件移転補償費(所在地は、新城市■■●●番地上に存在する建物)について、新庁舎建設事業用地外で補償対象外にも関わらず、所管課はその物件(建物B及び建物C)に■■■の居住実態が無いのに、居住していることにした虚偽の関連移転理由書をコンサルタント会社に指導及び指示し調査報告書(平成24年6月提出)を作成させた。

その報告書をもとに、平成26年9月18日付(書類の大半が黒塗りのため日付が判読できない)で相手側(所有者Xと所有者Y)と市は物件移転補償契約を締結した。その後当該物件取り壊し工事と隣接用地取得に時間がかかり、履行期限の平成27年3月31日を延伸し、延伸期限を平成27年12月31日(変更履行期限)迄とした。その後履行期限前後の期日(黒塗りのため日付判読不明)に契約上の補償金約●●●●●円(2件の物件移転補償契約書が黒塗りのため概算金を記載)を支払った。

この行為は、税の公平公正な使途から見て逸脱した特定な個人に対し利益を供与した不当な支出となる。

また、対象外の物件を関連移転物件とするために、虚偽の文書作成を担当課職員がコンサルタント会社に指導及び指示し虚偽文書作成させたことは、恰も正当性があるかに見せかける詐欺行為であり、公務員として許しがたい行為であるとともに、違法行為(虚偽文書作成を主導した)にも繋がるものである。

この様な重要な案件について職員が独自判断で動くことはないので、その責任は最高責任者の穂積市長であることは明白である。

よって、新城市長穂積亮次は、不当な支出を組織的に執行させたことは重大な公金の不当支出に該当する。

イ 事実を証する書面(すべて写し)

- ・位置図 1枚
- ・物件移転補償契約書 2枚
- ・物件移転補償変更契約書 1枚
- ・支出負担行為決議書(平成26年度、物件) 2枚
- ・支出負担行為決議書(平成27年度、物件) 1枚
- ・支出調書(平成26年度、物件)(請求書を含む) 3部
- ・支出調書(平成27年度、物件)(請求書を含む) 1部
- ・検査調書 2枚
- ・(建物等調査積算業務委託)調査報告書(平成24年6月) 1部(資料枚数106枚)

- ・道路改良及び庁舎建設事業に係る用地買収契約について（伺い） 1枚
- ・支出負担行為決議書（平成26年度、土地） 1枚
- ・協議書（土地の共有名義の配分） 1枚
- ・契約期間延長申出書（土地、理由書を含む） 1部
- ・契約期間延長申出書（物件、理由書を含む） 1部
- ・庁舎建設事業に係る土地売買変更契約及び物件移転補償変更契約の締結について（伺い） 1枚

ウ 求める措置

監査委員は、新城市に対し、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

新城市長穂積亮次は、新庁舎建設事業用地外の建物B及び建物Cに関する物件移転補償費として支出した金額約●●●●円に相当する額を、市に返還すること。

2 請求書の受理

請求書等には、対象とすべき財務会計行為の時期等及び当該職員に係る諸事項の特定並びに違法性・不当性、補填すべき損害、求める措置等について、不明確又は不正確な箇所等が認められたものの、請求の趣旨をできるだけ斟酌した上で調査、聴取等を行うことにより、判別しうると判断した。

そのため、本件請求については、調査等の手続によって請求内容等を精査し、住民監査請求の対象として適切なものを選別することを前提として、選別の結果において所定の法定要件を具備していると認められるものに対し監査を実施することとし、平成28年10月5日付けでこれを受理することを決定した。

3 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、市当局から提出された書類についての調査及び関係職員等からの事情聴取等により実施した。

(1) 監査の対象事項

請求書及び請求人の陳述内容から判断し、請求の趣旨を次のように解して監査を実施した。

新庁舎建設事業の用地買収に伴う物件移転補償のうち、新庁舎建設事業用地（以下「事業用地」という。）外にあった所有者Xの所有する建物B及

び所有者Yの所有する建物Cに係る物件移転補償について、

ア 建物等調査積算業務委託に係る調査報告書（ここでいう調査報告書は、平成24年6月に提出された所有者X及び所有者Yに係るものをいう。以下「調査報告書」という。）の作成において、市職員が受託業者に対して虚偽の調査報告書を作成させたかどうか

イ 市長が市職員に対し、虚偽の調査報告書を作成させるよう指示したかどうか、また、この虚偽の調査報告書により契約するよう指示したかどうか

ウ この調査報告書をもとに締結した物件移転補償契約により支出した補償金約●●●●円は、公金の不当な支出に当たるかどうか、また、この支出は市に損害を生じさせたかどうか

を監査することとした。

なお、虚偽の調査報告書とは、事実と異なることを前提にしたことにより関係法令等の適用を誤った報告書と解することとした。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年10月14日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は請求の要旨を補足するための陳述を行い、新たな資料を提出した。また、請求の趣旨に対する疑義について聴取を行った。

ア 陳述の機会に提出された追加資料

- ・ 庁舎建設に伴う補償費についてのメモ（平成28年3月新城市議定例会一般質問）

イ 陳述の日以後に提出された追加資料（平成28年11月9日受領）

- ・ 所有者X宅の補償検討についてのメモ

(3) 監査対象部局

- ・ 総合政策部（平成27年4月の市組織機構の変更により廃部となったが、関連業務については建設部用地開発課に引き継がれた。）
- ・ 建設部用地開発課

(4) 事情を聴取した関係職員

平成28年10月27日及び同28日に、次の関係職員に対し、事情聴取を行った。

- ・市長
- ・総合政策部長（当時）
- ・総合政策部参事（当時）
- ・総合政策部副参事（当時）
- ・建設部長
- ・建設部用地開発課長
- ・建設部用地開発課主任

(5) 関係人の調査

本件請求の物件移転補償に関する調査報告書作成についての事実関係を把握するため、法第199条第8項の規定に基づき、建物等調査積算業務の受託業者に、文書による回答を求めた。（平成28年10月28日受領）

- ・株式会社間瀬コンサルタント新城営業所

4 監査の結果

(1) 物件移転補償

請求人の主張する事業用地外の物件移転補償については、所有者Xと市、及び所有者Yと市との間において、それぞれ契約が締結され、それぞれの契約に基づき履行されていた。

ア 所有者Xと市との物件移転補償契約について

所有者Xの所有する事業用地内の建物A及び事業用地外の建物Bに係る契約であり、契約金額は両建物に係る物件移転補償費の総額となっていた。

なお、契約履行の経過は次のとおりであった。

平成26年9月18日 物件移転補償契約

(移転期限 平成27年3月31日)

平成26年10月3日 前払金支払

平成27年3月31日 変更契約（契約期間の変更）

(変更後の移転期限 平成27年12月31日)

平成27年12月8日 物件移転完了

平成27年12月11日 完了検査

平成27年12月25日 残金支払（完了払）

請求書が提出された平成28年9月27日において、当該行為の終わった日から1年を経過していないことから、監査の対象とした。

- イ 所有者Yと市との物件移転補償契約について
所有者Yの所有する事業用地外の建物Cに係る契約であった。
なお、契約履行の経過は次のとおりであった。

平成26年9月18日 物件移転補償契約
(移転期限 平成27年3月31日)
平成26年10月3日 前払金支払
平成27年2月13日 物件移転完了
平成27年2月19日 完了検査
平成27年3月10日 残金支払（完了払）

請求書が提出された平成28年9月27日において、契約履行に伴う残金が、平成27年3月10日に支払われ、既に1年が経過していること、また、知ることができなかった正当な理由も示されていないことから、監査の対象とは認められなかった。

(2) 事実確認及び監査委員の判断

所有者Xと市との物件移転補償契約について

- ア 請求人の主張では、「新庁舎建設事業の用地買収に伴い支出した物件移転補償費の中で、所有者Xの一部（建物B）と所有者Y（建物C）の物件移転補償費について、新庁舎建設事業用地外で補償対象外にも関わらず、所管課はその物件（建物B及び建物C）に■■■の居住実態が無いのに、居住していることにした虚偽の関連移転理由書をコンサルタント会社に指導及び指示し調査報告書（平成24年6月提出）を作成させた。」とあるが、関係書類の調査、関係職員の聴取において、「居住実態が無いのに、居住している」ことにするよう指示したという行為は確認できなかった。受託業者においても、こうした指示を受けたということについて否定している。

また、調査報告書には、建物Bは事業用地内にある建物Aと一画地と認められる敷地内にある建物で、所有者Xが物置として使用していることが記述されている。この建物Bは建物Aを補完する利用形態があり、

両建物は一体不可分の建物として居宅全体の構外移転を妥当としている。請求人は、「居住実態が無いのに、居住していることにした」と主張しているが、物置であることから居住の有無に左右されるものではなく、請求人の失当と言わざるを得ない。

したがって、所有者Xの所有する建物Bに係る調査報告書については、請求人の主張する虚偽の調査報告書に当たるとは認められない。

なお、この調査報告書は、土地収用法（昭和38年法律第9号）第77条及び第88条、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）第24条、公共用地取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡協議会決定）第28条等の趣旨に沿って作成されたものと認められる。

イ 請求人は、「このような重要な案件について職員が独自判断で動くことはないので、その責任は最高責任者の穂積市長であることは明白である。」「新城市長穂積亮次は、不当な支出を組織的に執行させたことは重大な公金の不当支出に該当する」と主張しているが、建物等調査積算業務委託及び物件移転補償契約に係る決裁は、新城市決裁規程（平成17年新城市訓令第5号。以下「決裁規程」という。）に定める決裁権者が決裁しており、市長が決裁しているものはなかった。並びに、市長がこの決裁規程を超えて決裁を行うよう、若しくは決裁をしないよう指示した形跡等は見られなかった。また、建物等調査積算業務委託に係る調査報告書作成段階において、市長が市職員に指示し、若しくは市職員が市長から指示を受けた形跡等も見られなかった。

ウ 請求人は、「特定な個人に対し利益を供与した不当な支出となる。」と主張しているが、所有者Xの所有する建物Bに係る調査報告書について虚偽の調査報告書とは認められなかったため、この調査報告書をもとに締結した物件移転補償契約により支出した物件移転補償費は、不当な支出とは認められない。

なお、この物件移転補償費に係る財務会計の手続きについては、新城市予算決算会計規則（平成17年新城市規則第42号）に基づき適正に執行されていると判断できた。

以上、本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

結論

本件請求に係る物件移転補償契約2件のうち、所有者Yと市との間において締結した契約に係る措置請求については、法第242条第2項の規定に基づき、却下する。

本件請求に係る物件移転補償契約2件のうち、所有者Xと市との間において締結した契約に係る措置請求については、関係書類の調査、関係人の事情聴取及び受託業者に対する書面調査を実施した結果、請求人の主張する事実は認められなかった。したがって、本件請求に係る公金の支出を不当な支出であるとした請求人の主張は根拠のないものと判断し、当該措置請求には理由がないものと認め、棄却する。